



令和7年5月16日

ダイバーワークスタイル企業認証を開始しました！ ～多様な働き方の実現に向けて～

男女が共に安心して働き、仕事と家庭の両立が図れる職場環境整備を進めるとともに、女性活躍の推進や男性育児家事促進、障がい者雇用、高齢者の活躍、外国人雇用など多様な働き方ができる職場づくりに取り組む企業を市独自の認証基準によりダイバーワークスタイル企業として認証します。

令和6年度まで実施していた「働く女性応援企業認証事業」及び「障がい者雇用推進企業認証事業」をバージョンアップしました。

より良い人材の確保、職場の環境改善、企業のイメージアップのためにも認証を取得しましょう！

記

1. ダイバーワークスタイルとは

女性や障がい者、高齢者、外国人など多様な人材（＝ダイバーシティ）が、多様な働き方ができる職場環境づくり（＝ワークスタイル）に取り組むことを、「ダイバーワークスタイル」と呼称します。

2. ダイバーワークスタイル企業認証の内容

<認証区分>

【ダイバーワークスタイル企業】

①～③の基準全てに該当し、④～⑧の基準のうち、いずれか1項目以上の基準が該当すること

【ダイバーワークスタイルゴールド企業】

①～③の基準全てに該当し、④～⑧の基準のうち、いずれか3項目以上の基準が該当すること

<認証基準>（各認証基準を満たす条件は別紙。）

- ① 安心して働ける職場づくり
- ② 働きやすい制度づくり
- ③ 仕事と家庭の両立に向けた支援
- ④ 男性の育児家事促進
- ⑤ 女性が活躍できる職場づくり
- ⑥ 障がい者の雇用促進
- ⑦ 高齢者の活躍促進
- ⑧ 外国人の雇用促進

記者配布資料

3. 申請と認証

- (1) 申請 毎年度 4月から12月末まで
- (2) 認証 年3回を予定(8月、11月、2月)

4. 対象企業

福島市内に活動拠点となる事務所があり、福島市内において常時雇用労働者を有して事業活動を行う法人及び団体

5. その他

(株)ワーク・ライフバランスが実施している宣言に賛同し、市長が宣言します。

- (1) 日 時 令和7年5月16日(金) 11時
- (2) 場 所 市長応接室
- (3) 内 容 「男性育休100%宣言」「女性の再就職応援宣言」
- (4) 出席者 市長
(株)ワーク・ライフバランス 代表取締役社長 小室 淑恵(オンライン)

担当：産業雇用政策課雇用促進係 課長 齋藤 係長 三村 電話 024-515-7746(直通)

記者配布資料

ダイバーワークスタイル企業認証基準

《認証区分》

【ダイバーワークスタイル企業】

認証基準1～3までに該当し、かつ認証基準4～8までのうち、いずれか1つ以上該当する企業

【ダイバーワークスタイルゴールド企業】

認証基準1～3までに該当し、かつ認証基準4～8までのうち、いずれか3つ以上該当する企業

《認証基準》

1 安心して働ける職場づくり

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 法令で対象とされるすべての従業員に対し、健康診断を受診させている
- (2) 仕事上の悩みやメンタルヘルス、ハラスメントについて相談できる体制があり、周知されている
- (3) 働き方に関する研修、子育て支援研修、介護支援研修等、従業員向けの研修を実施している
- (4) 企業向けの働きやすい職場づくりのための研修やセミナー等(市主催含む)に参加し、組織内における意識改革や理解促進に向けた取り組みを行っている
- (5) 保護者の働く姿を子どもが見ることができる「子ども参観日」や親子イベントなどを実施している

2 働きやすい制度づくり

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 所定外労働時間縮減のためノー残業デーなどの取り組みを実施している
- (2) 時間単位の有給休暇制度を導入している
- (3) フレックスタイム制度やテレワーク制度を導入している
- (4) 多様な休暇制度(子どもの学校行事への参加、ボランティア休暇、不妊治療休暇など)を導入している
- (5) 安全や衛生面に配慮した誰もが使いやすい設備(ユニバーサルデザイン等)を導入している

3 仕事と家庭の両立に向けた支援

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 従業員に対し、休暇や保障などの制度に関する情報を積極的に提供している
- (2) 育児・介護等を理由に退職・休業した従業員を再雇用・サポートする制度がある
- (3) 法律に定められた期間又は回数以上の育児・介護休業が取得できる
- (4) 育児・介護などに関する制度(育児・介護休業、短時間勤務制度、所定外労働の免除など)の取得実績がある(過去3年以内)
- (5) ワークライフバランスを更に推進するため、アンケートやヒアリング、面談等を実施し、従業員の意見を経営者等が把握している

記者配布資料

4 男性の育児家事促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 育児休業制度について従業員に対し情報を発信し、利用を促している
- (2) 男性の育児休業の取得実績がある(過去3年以内)
- (3) 男性の育児参加に関する休暇(パートナーの出産に伴う休暇、子育てに関わる休暇など)の取得実績がある(過去3年以内)
- (4) 男性の育児短時間勤務や子育て部分休暇の取得実績がある(過去3年以内)
- (5) ワークライフバランスや男女共同参画など、役割分担意識の解消に向けた研修を実施している

5 女性が活躍できる職場づくり

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 女性の意見が反映される場を設けている(アンケート、女性社員同士の意見交換会など)
- (2) 女性の職域を拡大した実績がある(過去3年以内)又はすべての部署に女性を配置している
- (3) 非正規雇用労働者の女性を正規雇用労働者へ登用した実績がある又は過去に在籍した女性を正社員として再雇用した実績がある(過去3年以内)
- (4) 女性に現業務のレベルアップを図るための研修や職種の拡大・転換を図るような研修を受講させたり、資格取得の支援を行った実績がある(過去3年以内)
- (5) 女性の育児・介護短時間勤務や子育て・介護部分休暇の取得実績がある(過去3年以内)

6 障がい者の雇用促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 常時雇用従業員40人以上で法定雇用率(2.5%)を達成している(常時雇用従業員40人未満は1人以上雇用している)
- (2) 障がい者の実習生の受け入れをしたことがある(過去3年以内)
- (3) 従業員に対し、障がい者の特性に応じた研修を実施し、障がい者の理解促進に努めている
- (4) 障がい者に配慮した休暇・勤務形態(通院による休暇や時短勤務など)を導入している
- (5) 障がい者の負担を軽減する機械設備の導入や作業方法の改善等を行っている

7 高齢者の活躍促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 定年制を設けていない又は65歳以上の従業員が就労できる継続雇用制度がある
- (2) 高齢者の特性に配慮した雇用形態を導入している又は高齢者の就業意識の向上を支援するため研修を実施している
- (3) 高齢者の特性に配慮し、職域を拡大した実績がある(過去3年以内)又は業務を割り当てている
- (4) 高齢者のライフステージに合わせた休暇・勤務形態を導入している
- (5) 高齢者の負担を軽減する機械設備の導入や作業方法の改善等を行っている

8 外国人の雇用促進

以下のうち3つ以上に該当すること

- (1) 外国人を1名以上雇用している
- (2) 外国人に合わせて多言語表示の業務用資料作成や、オフィスでのルール等を、絵やマークなどを用いて非言語で理解できるようにする等の工夫をしている
- (3) 外国人が地域住民や取引先と共生するために日本の文化・習慣(生活ルール・マナー等)を学ぶ場を提供している
- (4) 日本語能力テストの受験料を補助するなど、外国人の能力開発を支援している
- (5) 国籍を問わず、従業員同士が互いを理解し尊重し合える関係づくりにつながる機会を設けている

ダイバーワークスタイル企業認証事業を開始！！

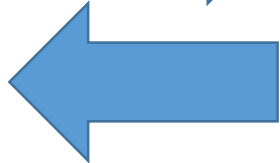
記者配布資料

ダイバーワークスタイル企業認証事業とは？

企業

- ・男女が共に安心して働き、仕事と家庭の両立が図れる職場環境整備
- ・女性や障がい者のみならず、男性の育児家事促進や高齢者・外国人も含めた誰もが多様な働き方ができる職場環境整備の取り組み

申請



認証

市

- ・市独自の認証基準により、認証
- ・認証基準の該当数により、「ゴールド企業」として認証

「働く女性応援企業認証事業」 **バージョン**
「障がい者雇用推進企業認証事業」を **アップ！**

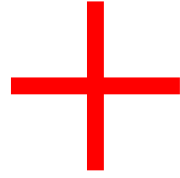
**より良い人材確保に！
企業のイメージUPに！
申請受付中！**

仕事と家庭の両立、多様な働き方をすることができる企業が増えることによって、求職者の職業選択の幅が広がるとともに、誰もが活躍するまちづくりを推進します！

～認証基準～

①～③全て該当

- ①安心して働ける職場づくり
- ②働きやすい制度づくり
- ③仕事と家庭の両立に向けた支援



いずれか1つ以上該当

- ④男性の育児家事促進
- ⑤女性が活躍できる職場づくり
- ⑥障がい者の雇用促進
- ⑦高齢者の活躍促進
- ⑧外国人の雇用促進

各認証基準で確認項目あり
※詳細は別紙のとおり

①～③全て+④～⑧いずれか1つ以上該当

ダイバーワークスタイル企業

①～③全て+④～⑧いずれか3つ以上該当

ダイバーワークスタイルゴールド企業

認証企業になると？

- ・ 認証書、認証プレートを交付！
- ・ 市ホームページ等で認証企業の取り組みや事例を周知します！
- ・ 企業PRに認証活用できます！

働く女性応援認証企業と障がい者雇用推進認証企業も、新たな認証基準で、ぜひ申請をお願いします。

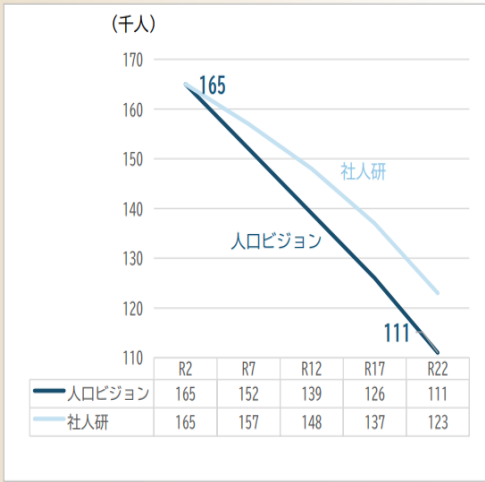
事業者を取り巻く、福島市の現状は？

予想を超える
人口減少が進行

出生数 半減！
H27 2,255人
R6 1,284人

止まらない
若年女性の流出

【生産年齢人口推計】



令和5年の社会動態

【年齢別転入数・転出数】

区分	総数	～9歳	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳～
増減	△ 464	△ 12	188	△ 668	△ 57	42	33	△ 15	34	△ 9
転入	8,360	659	801	2,983	1,625	920	786	280	166	140
転出	8,824	671	613	3,651	1,682	878	753	295	132	149

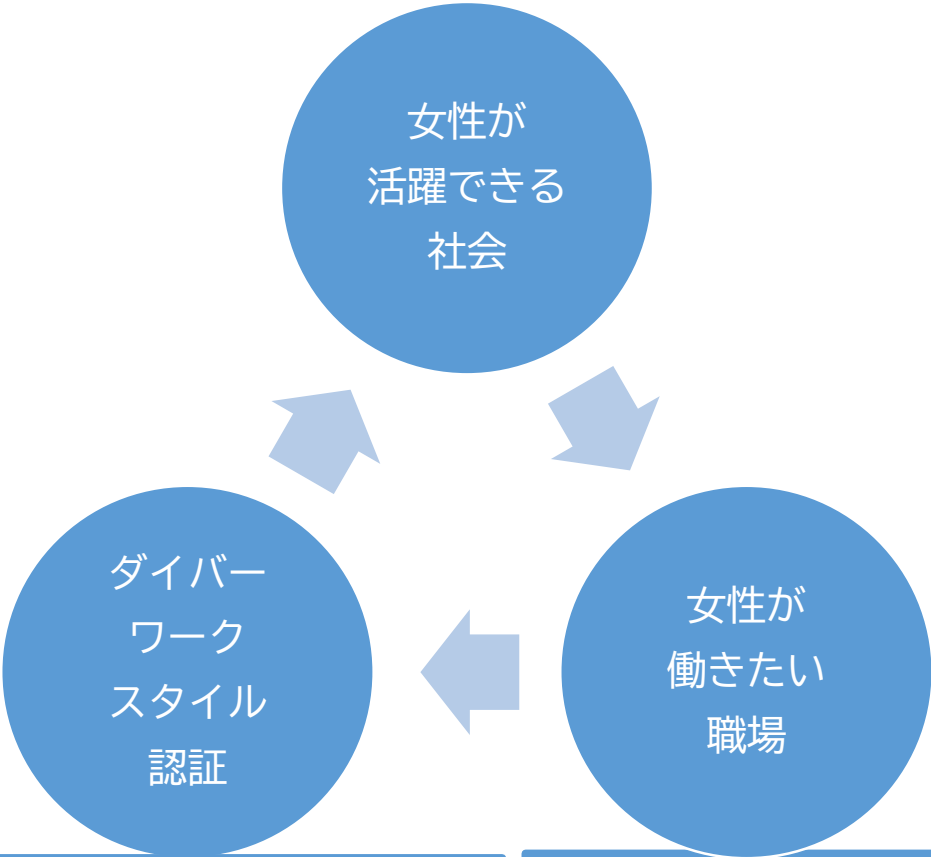
【20歳代の男女別内訳】

区分	総数	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
増減	△ 668	△ 64	24	△ 245	△ 42	△ 85	△ 49	△ 78	△ 21	△ 33	△ 75
男	△ 392	△ 17	13	△ 109	△ 39	△ 53	△ 50	△ 50	△ 25	△ 27	△ 35
女	△ 276	△ 47	11	△ 136	△ 3	△ 32	1	△ 28	4	△ 6	△ 40

資料：福島市の人口動態



女性活躍社会



ダイバーワークスタイル
認証で好循環を！

- ・ 活躍できる職場
- ・ 働きたい職場

「男性育休100%」「女性の再就職応援」を宣言します！

記者配布資料

日時 5月16日 11時から
場所 市長応接室

(株)ワーク・ライフバランス 小室社長
オンライン出演！



2種同時に賛同
東北自治体で初！



男性育休100%宣言



女性の再就職応援宣言

W L B 株式会社ワーク・ライフバランス

＜宣言の趣旨＞

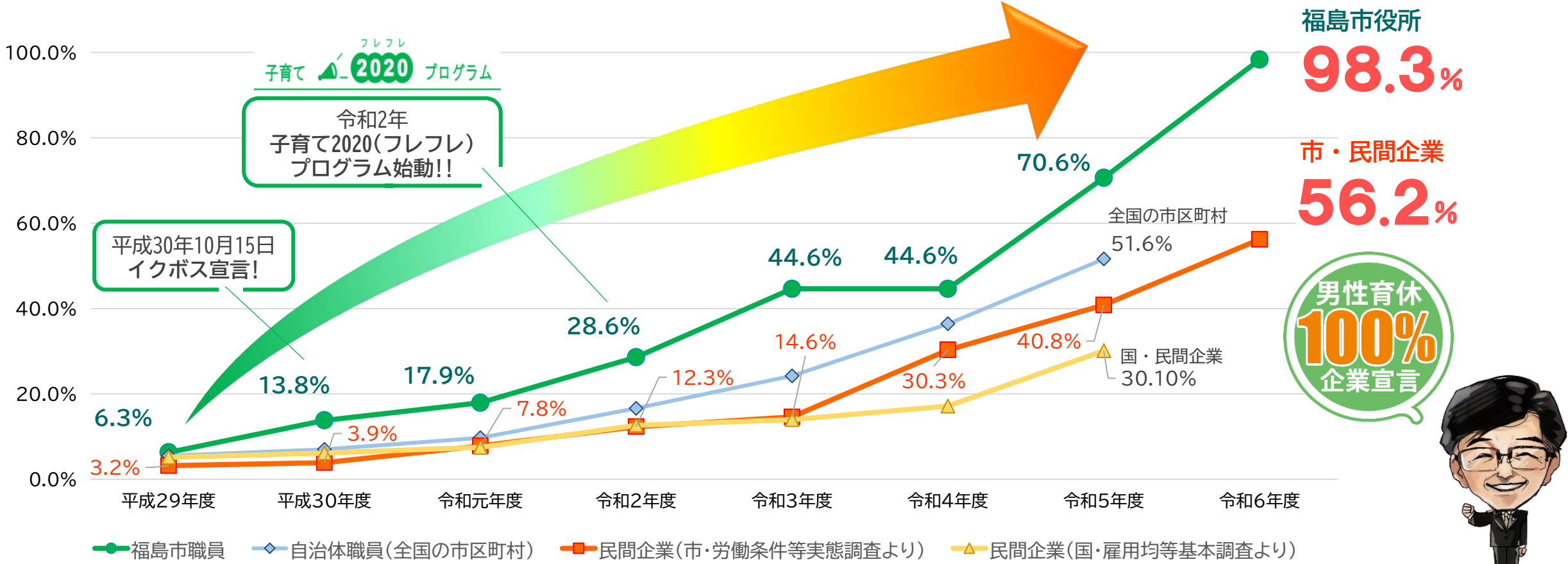
株式会社ワーク・ライフバランス（※）において実施している以下の宣言に賛同することにより、自治体のトップが人口減少対策に地域一体となり取り組むことを発信することで、事業をより効果的に周知、実施していく。

- ①「男性育休100%宣言」 （R7.4時点 204組織が宣言）
- ②「女性の再就職応援宣言」 （R7.4時点 21組織が宣言）

※株式会社ワーク・ライフバランス / 代表取締役社長 小室 淑恵
・経営戦略としてのワーク・ライフバランスを実現するべく、働き方を根本から変えるコンサルティングを提供
・代表の小室氏は、2018年の働き方改革関連法の成立に向け、2016年に安倍晋三内閣総理大臣に対し「時間外労働時間の上限設定の必要性」を提言したほか、国会の法案審議に参考人として答弁

福島市役所の男性職員の育児休業取得率

記者配布資料



年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6 (速報値)
取得率 【1週間以上の取得率】	6.3%	13.8%	17.9%	28.6%	44.6% 【37.5%】	44.6% 【39.3%】	70.6% 【68.6%】	98.3% 【98.3%】
消防部局	0%	0%	0%	21.4%	0%	5.3%	90.9%	※ 113.3%
その他部局	8.7%	19.0%	26.3%	31.0%	62.5%	64.9%	65.0%	93.2%

※ 令和5年度に子が誕生し、令和6年度に新たに育児休業を取得した職員を含めているため、取得率が100%を超えています。